

議案第 5 2 号

石岡市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 3 0 年 6 月 5 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

小児医療福祉費助成制度等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

石岡市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

石岡市医療福祉費支給に関する条例（平成17年石岡市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「15歳」を「18歳」に改める。

第3条中「及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条」を「又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条若しくは同法第55条の2」に改める。

第4条第2項中「及び同法第88条第1項」を「，同法第88条第1項」に，「指定訪問看護を受けた場合は，前項の規定により支給する額（以下「支給額」という。）から保険医療機関等及び指定訪問看護事業者」を「指定訪問看護を受けた場合又は保険医療機関等以外のその他の者から手当を受けた場合は，前項の規定により支給する額（以下「支給額」という。）から保険医療機関等，指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者」に改め，同項第1号中「医療及び指定訪問看護を受けた」を削り，「又は指定訪問看護事業者」を「，指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者」に改め，同項第2号中「医療を受けた」を削り，同条第4項中「医療，保険外併用療養費，医療費及び老人訪問看護療養費」を「療養の給付，保険外併用療養費，療養費及び訪問看護療養費」に改め，同条第6項中「若しくは指定訪問看護事業者による指定訪問看護を受けた場合には，その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を，又は当該指定訪問看護に関し指定訪問看護事業者に支払うべき費用をその者に代わり当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者」を「指定訪問看護事業者による指定訪問看護を受けた場合又は保険医療機関等以外のその他の者から手当を受けた場合には，その者が当該医療，指定訪問看護，手当に関し当該保険医療機関等，指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者に支払うべき費用をその者に代わり当該保険医療機関等，指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者」に改める。

第5条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定は平成30年10月1日から施行し、第5条第1項第1号の改正規定は平成31年7月1日以後の支給の制限について適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。